

平成30年度 第12回美郷町教育委員会議事録

日 時 平成31年3月27日(水)  
14時00分～15時00分  
場 所 美郷町役場3階入札室

<出席者> 田邊教育長、芦矢委員、西原委員、大草委員  
漆谷教育課長、南口指導主事

<欠席者> 難波委員

<議 題>

- 1、美郷町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費実施要綱の  
一部改正について 【承認】
- 2、平成31年度新入学児童生徒学用品費の前年度支給にかかる準  
要保護仮認定について 【認定】
- 3、区域外就学の承認について 【承認】
- 4、準要保護児童生徒の認定について 【認定】
- 5、部活動ガイドラインについて 【承認】

<報告事項> 1、今後のカヌー振興について

○教育課長 それでは、第12回美郷町教育委員会をはじめさせていただきます。  
はじめに教育長からお願いします。

○教育長 ありがとうございます。今日はこの後3時半から退任される先生  
方に辞令をお渡しします。それから4時半から退任式を予定してお  
りますので、よろしくをお願いします。それでははじめさせていただきます。  
会議録署名委員さんは、大草委員さんと西原委員さんによ  
ろしくをお願いします。会期は今日1日でよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 会議録ですが、いかがでしょうか。

○委員一同 はい、よろしかったと思います。

○教育長 ありがとうございます。  
では、私の諸報告のレジュメの方からさせていただきます。  
先月の12日から教職員の異動については内申の議決をいた  
だいておりました。

また、報道等でご存知だと思いますが、2月21日に中学生議会を開催しました。かなり盛会に終わっております。そのあと3月10日に定住奨学金の面接を行っております。3年目ですが、今回は7名の応募があり、7名とも合格しました。昨年とその前が4人、4人でした。一応毎年5名程度としておりますが、来年からはあまり多いと困りますので、何らかの方法を考えたいと思います。それから、卒業式等いろいろお世話になりました。

議会の一般質問ですが、公民館主事を正職員に、公民館が頑張っているから報酬をあげてやれないかという質問がお二人からありました。なかなか難しいかなと思っています。それから中学校の部活動についてですが、子どもたちを大田市に出すのはよろしくないという質問でした。

3月4日に教職員全員の方に内示を出させてもらいました。皆さんそれぞれ喜んでいただいたと思います。それから、3月16、17日で関西美郷会の総会に行ってきました。今度から関西島根美郷会になるそうです。他にも美郷町があってまぎらわしいので、「島根」を入れることになったそうです。3月18日には教員の人事権の小委員会が大田市で行われました。話は一向に進みませんでした。4月の末に島根県下の教育長会が行われますが、ここの全体会議にかけられます。島根県も文科省にいろいろたずねておられますが、小規模市町村の理解を得たところから進めていいという回答で、全部出なくてもよいように言われたそうです。しかし、反対があるのは望ましくないという言い方もされ、文科省の逃げのように思います。

人事異動のルールの見直しを視野に入れて、実務者レベルの話をしてほしいと松江市は言いますが、はっきり断りました。人事権の移譲が後ろにあるなら、人事異動のルールの変更もよろしくない。人事権の移譲がなくて、異動ルールの見直しなら応じられると聞いています。実務者といっても、町村の人事異動は教育長がやっていますので、課長はあまり知りません。市は部長級がやっていると思います。実務協議の意味が分かりません。

3月21日に公民館の実践発表会。己斐の子ども交流が土日にあります。無事終わっております。先ほど、麻布大学との調印式があったばかりです。麻布大学はほとんどが獣医学部です。小中学校でも畜産とか獣害の話をしてもらったりということがこれから計画されるかもしれません。

これからの予定ですが、4月1日に、給食でお世話になっていました末国パン屋さんがやめられますので、感謝状を贈呈します。

- 芦矢委員
- 教育長

店をやめられるのですか？

給食のパンをやめられるということです。給食のパンは当分、冷

凍パンになります。

○芦矢委員 冷凍パンとはどのパンですか？

○教育課長 島根県学校給食会から入荷します。

○教育長 自然解凍するパンです。この冷凍パンを使っているところは多い  
そうです。末国さんは本当に味が良かったので残念です。

4月4日には教職員の着任式がありますので、よろしくお願ひし  
ます。9日には入学式。4月16日に美郷町教育研究会の総会が予  
定されています。邑智中が会場で、またご案内が行くと思います。

○大草委員 すみません、この日は予定があつて出席できません。

○教育長 わかりました。

4月24日、25日で町村教育長会総会と市町村教育長会議があ  
ります。4月29日が鴨山短歌会。全国の町村教育長研究大会が5  
月8日から10日です。以上です。

次に教職員の人事異動が非常勤まで入れて一覧表にしてありま  
す。邑智中学校の技術に駅田省吾さん。大和中学校の校長の後、浜  
田教育事務所の所長をされました。それ以外は今までお知らせして  
いたとおりです。このうち6名の先生方が美郷に住まわれるという  
ことです。町内の教員住宅などに入居していただきます。

次に平成31年度の児童生徒数一覧をつけています。全部で36  
4名。昨年度当初からすると9名増です。これから小学校が減って  
邑智中学校が増えてきます。

次のページに、美郷町の職員人事異動の表をつけています。課が  
1つ増えて、係が充実し、結果的に教育委員会は1人減です。他の  
課も減になっています。うちは若木補佐が異動ですので、その関係  
で係を変えております。岩谷が補佐に、学校教育係長を氏永に社会  
教育の方を岩谷にしています。文化財はそのまま岩谷です。その後  
に教育委員会の組織図をつけていますので。課長補佐が岩谷に、邑  
智小学校の学習支援員に佐々木佐保先生、地域学校支援コーディネ  
ーターに森下さんと原田さん。今のところ大和小中に森下さん、邑  
智小中に原田さんで、週3日程度学校に配置する計画です。邑智小  
では学校支援がかなり根付いてきましたので、そのノウハウを大和  
地域に。嘱託職員ですので、週1日休みで3日学校、残りの1日は  
教育委員会で勤務してもらいます。放課後子どもプランコーディネ  
ーターに今年から元山めぐみさん。沢谷公民館に梅木麻矢子さん。

- 教育課長 比之宮公民館の長嶋さんが辞められて、松嶋重仁さんに変更されるそうです。正式にはまだお知らせいただいていません。
- 教育長 以上で私の報告は終わります。続いて議事に入ります。まず、1件目の美郷町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費実施要綱の一部改正からお願いします。
- 教育課長 美郷町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費実施要綱の一部改正についてです。資料を1枚めくっていただきますと、今現在の実施要綱をつけております。次のページに支給対象費目の一覧がございます。この準要保護の欄の一番最後が「生徒会費」となっておりますが、この次に「卒業アルバム代等」を追加するものです。準保護の単価は、国の要保護児童生徒援助費の単価を基準としており、この対象費目の中に卒業アルバム代等という項目が追加された関係で、美郷町の準要保護児童生徒就学援助費実施要綱にも加えるということです。以上です。
- 教育長 この「等」というのはどういう意味合いがあるのですか？
- 教育課長 国の一覧に「等」が入っておりますので、そのまま入れております。
- 芦矢委員 アルバムそのものでなくても、類するものはいいということでしょう。将来的にはDVDとかそういうものになるかもしれませんから。
- 教育長 準要保護は要保護に準じてということになっておりますので、これでいかせていただければと思います。
- 委員一同 はい。
- 教育長 ありがとうございます。それでは次に平成31年度新入学児童生徒学用品費の前年度支給にかかる準要保護仮認定について、お願いします。
- 教育課長 この新入学児童生徒の学用品費については、平成28年度から前年度内に申請があったものについて、年度末に支給をしております。これは支給のための仮認定になります。次に横長の一覧表がございます。これがこのたび仮認定の申請があったご家庭です。  
(個人情報に付き個別の説明は省略)

前のページにお戻りください。以上、申請者は小学校3名、中学校3名です。支給額は国の基準に準じて、小学校40,600円、中学校47,400円を3月29日に支給予定でございます。31年度には本申請をしていただいて、支給単価が上がりますので、その差額を7月に支給いたします。31年度は、支給額が小学校50,600円、中学校57,400円になります。

- 教育長                   この6名ですがいかがでしょうか。
- 委員一同               はい、良いと思います。
- 教育長                   この支給単価は、一昨年上がったばかりで、以前は2万くらいでした。また1万円上がります。生保に準じてですので、いたし方ありません。
- 芦矢委員               国の査定基準が何か変わってきたのですか？
- 教育課長               なにかはあるようなのですが、私も勉強不足で申し訳ありません。
- 教育長                   実際はこれでも足りないようです。
- 芦矢委員               子どもたちを育てやすい環境を作っていくことが国策ですね。
- 西原委員               そうですね手厚いということですね。
- 教育長                   これもよろしいでしょうか。
- 委員一同               はい。
- 教育長                   ありがとうございます。次に区域外就学の承認についてです。
- 教育課長               はい。大田市教育委員会から2月21日付で協議があり、すでに同意いたしておりますので承認をお願いいたします。申請理由からご覧ください。  
(個人情報につき説明を省略)
- 教育長                   住所移転に伴うものですが、以前のままでということですので、これは仕方がないかと。
- 委員一同               これは仕方ないですね。

- 教育長                    このご家庭から就学援助の申請が出ているのですね。それを説明してください。
- 教育課長                次の資料をご覧ください。区域外就学を申請された方が現在大田市で就学援助を受けておられます。区域外就学については住所を移された時から認定したように処理させていただきましたが、準要保護認定についてはこの会議を経てから処理することとさせていただきますと思います。
- 教育長                    児童扶養手当を受給しておられる方ですので、対象になってきますね。この2件についてよろしいでしょうか。
- 委員一同                はい。
- 教育課長                次のガイドラインにつきましては、南口先生から説明させていただきます。
- 教育長                    この前お話ししましたものがまとまりましたので。
- 南口指導主事            美郷町の部活動ガイドラインがこのようにまとまりました。ダイジェスト版で簡単に説明させていただきます。3点話をさせていただきます。
- 1点目、適切な運営のための体制整備です。校長は学校の部活動に係る活動方針を策定する。部活動顧問は年間の活動計画を作成することを義務づけています。
- 2点目、適切な休養日の設定についてです。週当たり平日1日以上、週休日は1日以上を休養日とするとしておりますが、ただし部活動や学校の実態にを考慮して、次の場合も認めるとしております。しまね家庭の日とそれ以外の週休日を毎月1日以上休養日とし、年間100日以上を休養日を設定するというので、続けて部活をした場合は、大会等が無いときに多めに休むと。それでも設定できるようにしております。
- それから、長期休業中は、週2日以上は休養日とする。大会、練習試合を計画する場合は校長の許可を得ることとしております。
- 美郷町共通の部活動休止期間を設けておまして、夏季学校閉庁日、盆を挟んだ6日間と冬季学校閉庁日、正月を挟んだ6日間。これはすでにやっていますが、定期試験前後の休止期間。ただし、上位大会の出場、特段の事情がある場合は校長判断とします。
- 時間については、長くても平日は2時間程度、休日は3時間程度を原則としていますが、練習試合等長時間にわたる場合は校長の許

可を得るということです。

最後に適切な指導の実施ということで、よくニュースでも体罰、暴言等が出ていますが、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。短時間で効果が得られるような指導の工夫を求めていくと明記させていただきました。以上でガイドラインの説明を終わらせていただきます。

○教育長 2ページ目が気になるので説明してください。浜田管内の各市町の比較です。

○南口指導主事 ほとんど同じですが、休養日設定で異なる点を赤字にしています。川本町さんについては、月2日以上週休日は休むとなっています。大きなところでは、学年末学年始休業があるところです。大田市さんについては、週休日は月4日以上を休養日とする。こちらも学年始休業3日間があります。

○教育長 浜田市、江津市はうちと全く同じです。邑南町は決めてないのですか？

○南口指導主事 うちのガイドラインを送らせてもらいましたが、その後連絡はありません。

○芦矢委員 いろいろ書いてありますが、但し書きで緩和していますね。

○教育長 中学校の校長に聞くと、とてもこの通りにはならないといえます。

○西原委員 練習試合は結構あります。

○芦矢委員 まあ、これが目安になるということですね。これがあるから、できるだけこれに沿おうよということ。しかし、はなからこんなことは言っていたのでは、何のためのガイドラインかということになりますから、校長先生方にはよくよく言っておいていただきたいと思います。

○西原委員 体罰やハラスメントの根絶はどの業界でも注目していますから、重点を置くべきところかなと思います。私も経営者なので、職員に対してハラスメントには神経をとがらせて、指導するにも気を付けています。この根絶する流れの一つの取り組みとして、生徒に対するアンケートを年に2回くらい行うということ、これは体罰、暴言、ハラスメントの現場で起こっていることを知る有効なツールだと

思います。ぜひアンケートの実施を行ってほしいと思います。

- 教育長                    今まで QU でアンケートや意識調査で無かったのでしょうか。
- 南口指導主事            学期に1回教育相談の前にアンケートを取っていますが、部活動の暴言などについての項目はないと思います。
- 教育長                    大事なことですね。
- 南口指導主事            部活動を含めて生活全般にということによろしいでしょうか。
- 西原委員                 部活動ガイドラインの中で出てくることですので、切り離れた方が良いのではないかと思います。同じことかもしれませんが、美郷町独自の取り組みということで。  
ハラスメントなどは日ごろから自然に行われていて、気づきにくいこともあります。どこにでもあるように思います。暴言とかは受け取りようによって違います。
- 大草委員                 本人にとっては暴言と思わないこともありますね。
- 教育長                    それはどこにでもあることですね。それでは、何かの形で取り組むようにしましょう。
- 教育課長                 ガイドラインの中には、そういった項目を入れなくても良いですか？
- 南口指導主事            「根絶する」という記載はありますが、アンケートの事は載せていません。
- 西原委員                 私はガイドラインに入れたほうが良いと思います。形を残すと取り組みやすくなります。
- 教育課長                 アンケート等で確認するとかの文言を入れたほうが良いでしょうか。盛り込んでおいたほうが良いかもしれません。
- 芦矢委員                 本文中のどこが良いでしょうか。
- 教育長                    「徹底する」の下の部分にかっこ書きで入れても良いのでは。
- 教育課長                 本文中に入れておかないと、わからなくなりそうです。

- 西原委員                   様式の中に入れてはどうでしょうか。
- 教育課長                   合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組の適切な指導の実施のところに「ハラスメントの根絶を徹底する」のところに「確認の行動をとる」ということを入れてはどうでしょうか。
- 教育長                    どこか良いところに文言を入れるということによろしいでしょうか。
- 西原委員                   はい。良いと思います。
- 教育長                    ありがとうございました。他に何かございますか？部活動ガイドラインについては以上とさせていただきます。議事は終わりましたが、最後に報告事項ということで、お願いします。
- 教育課長                   まず、今後のカヌー振興についてです。2月の総合教育会議で子どもたちが外に流出してしまうということで、それについて何かしらの対応策をとるというお話が町長からありました。西原委員さんからカヌー部に手を入れてはどうかというご意見をいただきましたので、これからのカヌー振興に教育委員会としても取り組んでいこうということで、こうしてまとめております。10年後に国体が島根県にやってきますが、ぜひ美郷町でカヌー会場を招致したいということで、そこに向けてカヌーに力を入れていこうということです。
- まずはみさとカヌークラブの強化を教育委員会も連携して行っていこうということです。町外へPRをしていこうということや、邑智中学校カヌー部の競技力を高めていこうといったこと、町内のイベントをもう少し盛り上げていくなどをこれからやっていきたいと考えています。
- 教育長                    5月に中国地区の大会が信喜橋のところであります。急流を下る競技は羽須美との境のところであります。信喜橋の対岸は500メートルほど木を切ってもらうことになっています。中電と国交省にお願いしてもらいました。
- 教育課長                   中学生議会ですが、議会の様子を議会中継でホームページにアップしておりましたが、一部保護者さんから承諾をしていないというお話がありましたので、その画像は削除いたしました。そして、保護者さんあてに謝罪の文書もお送りしました。逆に議会からはなぜ削除したのかということをお問われまして、議会期間中に

教育長が説明に上がられました。

最後に、3月20日にインドネシアのマス村と大和中学校の生徒がスカイプの通信テストをしまして短時間でしたが交流しました。どういうふうにやっていくかはこれからですが、4月以降には邑智中学校も含めて検討していきます。

○西原委員

今はネットで何でもできますからね。有効に活用してもらいたいと思います。

○教育長

それでは今日はここまでとさせていただきます、この後の離任式の方よろしく申し上げます。ありがとうございました。